

## 長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、幼稚園等が行う幼稚園型一時預かり事業の充実及び児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内において長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給を受けているものをいう。
- (2) 幼稚園型一時預かり事業 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「厚生省令」という。）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。

### (対象児童)

第3条 補助の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、長岡京市に住所を有し、原則として幼稚園等に在籍する満3歳以上の児童で、教育時間の前後又は長期休業日等に保護が必要な者とする。ただし、当該幼稚園等の在籍園児以外の児童も対象とできる。

### (設備基準及び教育・保育の内容)

第4条 設備基準及び教育・保育の内容は、厚生省令第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

### (職員の配置)

第5条 幼稚園型一時預かり事業の実施について、厚生省令第36条の35第2号ロ及びハに基づき、児童の年齢及び人数に応じて当該児童の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を3分の1以上とする。

- 2 前項の教育・保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる児童数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。

### (研修)

第6条 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、次に掲げる研修を修了したものとする。

- (1) 厚生労働省が定める子育て支援員研修事業実施要綱の5（3）アに定める基本研修及

び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

(2) 厚生労働省が定める家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める、基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和2年3月31日までの間に修了した者とする。

(補助対象経費及び補助対象者)

第7条 補助の対象となる経費は、幼稚園型一時預かりに要する経費とし、交付の対象となる者は、幼稚園型一時預かり事業を行っている市内に所在する幼稚園等の設置者とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表に定める利用児童1人当たり日額の補助基準額から算出する。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 幼稚園型一時預かり事業実施計画書（第2号様式）

(2) その他必要な書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該申請書にかかる補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

(立入調査)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員を施設に立ち入らせ、調査することができる。

(補助金の変更交付申請)

第13条 補助金の交付申請内容に変更が生じたときは、幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類は、変更に関わる箇所のみ提出も可能とする。

(1) 幼稚園型一時預かり事業実施計画書（第2号様式）

(2) その他必要な書類

(補助金の変更交付決定)

第14条 市長は、前条の変更申請書を受け付けたときは、当該申請書にかかる補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第15条 補助事業者は、事業の完了後、幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園型一時預かり事業補助金収支決算書（第7号様式）
- (2) 幼稚園型一時預かり事業利用児童調書（在籍園児）（第8号様式）
- (3) 幼稚園型一時預かり事業利用児童調書（在籍園児以外）（第9号様式）
- (4) 幼稚園型一時預かり利用状況報告書（第10号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（確定通知）

第16条 市長は、前条の幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書を受け付けたときは、当該報告にかかる書類の審査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、幼稚園型一時預かり事業補助金確定通知書（第11号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第17条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、幼稚園型一時預かり事業補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出し、請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第18条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の概算交付を受けようとする補助事業者は、幼稚園型一時預かり事業補助金概算交付請求書（第13号様式）に第10条の交付決定通知書又は第14条の変更交付決定通知書の写しを添付して、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付取消し等）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかの該当する場合には、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不正に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に添わないと認められるとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により交付決定の取消し等を行った場合は、補助金の交付を受けた補助事業者に対して、納期限を定めてその差額を返還させることができる。

2 市長は、第18条により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報

告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第21条 市長は、前条の場合において、補助金が納期限までに返還されなかったときは、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

単価		要件	児童1人当たり日額
1 在 籍 園 児	(1) 通常単価	・ 平日（長期休業期間中を含む）に実施する場合（教育時間とあわせて8時間まで） ・ 平日の利用児童数が年間延べ2,001人以上	400円
	(2) 小規模施設単価	・ 平日（長期休業期間中を含む）に実施する場合（教育時間とあわせて8時間まで） ・ 平日の利用児童数が年間延べ2,000人以下	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円 (10円未満切捨て)
	(3) 休日単価	・ 土曜日、日曜日及び国民の休日に実施する場合（8時間まで）	800円
	(4) 長時間加算単価	・ 8時間を超えて実施した場合の加算額	100円
2 在 籍 園 児 以 外	(1) 基本単価	・ 実施時間が8時間までの場合	800円
	(2) 長時間加算単価	・ 8時間を超えて実施した場合の加算	100円

第1号様式（第9条関係）

幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

施 設 名

設置者名

幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

第2号様式（第9条関係）

幼稚園型一時預かり事業実施計画書

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
施 設 名  
設置者名

長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり、  
年度幼稚園型一時預かり事業を実施します。

記

1. 事業の概要

施設名	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
担当職員	<input type="checkbox"/> 専任 名 (うち、有資格者 名) ※職員の数に2人を下回ることができない。(ただし、必要職員数が1人の場合で、かつ、他の職員からの支援を受けられる場合は1人でも可。) <input type="checkbox"/> 兼任 名 (うち、常勤 名、非常勤 名、有資格者 名)
対象予定児童数	人/年間延べ人数

2. 利用料（保護者負担金） 有 ・ 無

有の場合の保護者負担金の内訳

※一時預かり事業実施のための要綱、パンフレット、保護者負担の料金表等を添付すること。

第3号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書

様

長岡京市長

年 月 日付で申請のあった表記の補助金について、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の通り交付決定をしたので通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第13条関係）

幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付申請書

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
施 設 名  
設置者名

幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額	(変更前)	金 _____ 円
	(変更後)	金 _____ 円



第5号様式（第14条関係）

番 号  
年 月 日

幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付決定通知書

様

長岡京市長

年 月 日付で申請のあった表記の補助金について、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記の通り交付決定をしたので通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
施 設 名  
設置者名

幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書

年度幼稚園型一時預かり事業補助金について、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

- (1) 幼稚園型一時預かり事業補助金収支決算書（第7号様式）
- (2) 幼稚園型一時預かり事業利用児童調書（在籍園児）（第8号様式）
- (3) 幼稚園型一時預かり事業利用児童調書（在籍園児以外）（第9号様式）
- (4) 幼稚園型一時預かり利用状況報告書（第10号様式）

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

住 所  
施 設 名  
設置者名

長岡京市長 様

幼稚園型一時預かり事業補助金収支決算書

みだしのことについて、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 受入補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 支出金額 金 \_\_\_\_\_ 円

但し、 年度幼稚園型一時預かり事業補助金として

第8号様式（第15条関係）

幼稚園型一時預かり利用児童調書（在籍園児）

番号	児童名	住所	単価	利用日数
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日
			通常 小規模施設 休日 長時間加算	日 日 日 日

上記のとおり報告します。

年 月 日

設置者名

第9号様式（第15条関係）

幼稚園型一時預かり利用児童調書（在籍園児以外）

番号	児童名	住所	単価	利用日数
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日
			基本 長時間加算	日 日

上記のとおり報告します。

年 月 日

設置者名



第11号様式（第16条関係）

番 号  
年 月 日

様

長岡京市長

幼稚園型一時預かり事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定をした下記事業に対し、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第16条により交付額を確定したので、通知します。

記

年度幼稚園型一時預かり事業補助金額

交付確定額 金 円

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
施 設 名  
設置者名

幼稚園型一時預かり事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった表記の補助金について、長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円



第13号様式（第18条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
施 設 名  
設置者名

幼稚園型一時預かり事業補助金概算交付請求書

長岡京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求いたします。

記

- 1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 概算交付の理由 \_\_\_\_\_
- 3 添付書類

(1) 補助金交付決定通知書の写し